

第26回参議院議員通常選挙

投票は私たちの貴重な権利が表現される大切な機会です。あなたの大事な一票を棄権しないで投票しましょう。



投票日

7月10日(日)

■ 選挙権を有する方

●住所と年齢

令和4年3月21日以前に転入届出をした方で、平成16年7月11日以前に出生した方です。

●転出者

新郷村から他の市町村に住所を異動した方で、異動先の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、新郷村の選挙人名簿に登録されている方は、新郷村で投票できます。

■ 投票所入場券

入場券はすべての有権者に送付します。あらかじめ投票所を確認してください。

入場券は投票当日持参願いますが、もしも紛失された場合でも本人であることが確認できれば投票できますので、投票所でその旨申し出てください。

■ 投票の方法

①選挙区選挙

青森県選挙区の候補者の氏名を一人書いてください。

②比例代表選挙

名簿に登載された候補者名または政党名のいずれかを書いてください。

■ 期日前投票

投票当日、仕事・用事・旅行・冠婚葬祭・病気・ケガ・出産等により投票できない時は、期日前投票ができます。

●投票期間 6月23日から7月9日まで

●時間 午前8時30分から午後8時まで

●期日前投票所 新郷村山村開発センター1階「中会議室」

●投票の手続き

選挙当日の投票所における投票手続きとほぼ同じです。

(なお、宣誓書※の提出を必要とします)

※宣誓書は、期日前投票所に用意してあるほかに、入場券裏面に印刷されているもの及び村ホームページ(<http://www.vill.shingo.aomori.jp/>)からダウンロードしたものを使用できます。あらかじめ必要事項を記入してからおいでになりますと受付が早く済みます。

■ 不在者投票

名簿登録地の市町村以外の市町村や病院、老人ホーム（不在者投票ができる施設として指定されているところに限ります。）などで行う場合は、従来どおり不在者投票として行われます。不在者投票を行う場合は、早めに入所されている病院長又は施設長に請求してください。

■ 郵便等投票

定められた理由に該当する身体障がい者などで、郵便投票証明書を持っている人は在宅投票ができます。投票用紙の請求は投票日の**4日前まで**ですので、お早めの手続きをお願いします。

■ 特例郵便等投票

●新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等されている方の投票について

次の(1)または(2)に該当する方(以下「特定患者等」といいます。)で、投票用紙等の請求時において、「外出自粛要請」または「隔離・停留の措置」に係る期間が、投票をしようとする選挙の期日の公示日(告示日)の翌日から、当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる人は、郵便により投票することができます。これを「**特例郵便等投票**」といいます。

- (1) 感染症法または検疫法の規定により、**外出自粛要請を受けた方**
- (2) 検疫法に掲げる措置(隔離・停留の措置)により、**宿泊施設内に収容されている方**

詳しい手続きについては、新郷村選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票所における新型コロナウイルス感染予防対策について

有権者の皆さまに安心して投票していただくため、各投票所において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行います。皆さまにおかれましても、マスクの着用、咳エチケット、来場時の手指消毒などにご協力くださるようお願いいたします。

主な感染予防対策 ・アルコール消毒液の設置 ・マスクの着用 ・飛沫感染防止パーティションの設置 ・定期的な換気、投票記載台等の消毒の実施

● 投票所及び投票時間 ●

第1投票所	新郷村山村開発センター	午前7時から 午後8時まで	第4投票所	北(川代)老人福祉センター	午前7時から 午後8時まで	第7投票所	長崎集会所	午前7時から 午後7時まで	第10投票所	中崎生活文化センター	午前7時から 午後7時まで
第2投票所	小坂地区公民館		第5投票所	田茂代地区公民館	午前7時から 午後7時まで	第8投票所	西越地区公民館	午前7時から 午後8時まで			
第3投票所	西(上柵棚)老人福祉センター		第6投票所	第七分団(扇ノ沢)屯所	午前7時から 午後8時まで	第9投票所	住民憩いの家(横沢)	午前7時から 午後7時まで			